

第 1 回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成15年8月7日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

第1回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成15年8月7日(木)
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール
開会 午前10時05分
閉会 午後 0時02分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

佐藤 健治

阿部 吉治

齋藤 賢仁

武者 賢三

太田 実

神山庄一郎

馬場 利一郎

齊藤 正

生出 竜哉

山下 壽郎

高橋 左文

藤本 忠夫

伊藤 弘

生出 太一郎

大橋 邦雄

今井 多貴子

平塚 義兼

若山 憲彦

西條 一正

酒井 一郎

高橋 冠

佐藤 健児

武山 吉夫

山中 祐弘

千葉 五郎

武山 松義

木村 富士男

石森 正人

阿部 和彦

阿部 敏男

萬代 壽一

石垣 仁一

小野寺 好男

・ 監査委員

川井 茂夫

後藤 正孝

小山 力生

・ 幹事長

若山 俊治

・ 副幹事長

本木 忠義

欠席者

・ 委員

橋浦 清元

三浦 總吉

阿部 仁州

・ 副幹事長

佐藤 文志

来賓

宮城県知事(石巻地方県事務所長代理出席)

事務局職員

木村 耕二

植松 博史

鈴木 文也

千葉 光

石川 文彦

齋藤 峰好

佐々木 康夫

本田 亨

佐藤 正悦

木村 義則

多田 恭子

阿部 浩樹

日野 一典

阿部 陽一

大塚 智也

清野 浩

阿部 健司

議事日程

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付（協議会委員・監査委員の紹介）
- 3 会長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 幹事長・副幹事長・事務局職員紹介
- 6 会議運営の申し合わせ事項について
- 7 議 事
 - (1) 報告事項
 - 報告第1号 石巻地域合併協議会設置までの経緯について
 - 報告第2号 石巻地域合併協議会の設置に伴う協定について
 - 報告第3号 石巻地域合併協議会規約について
 - 報告第4号 石巻地域合併協議会幹事会規程について
 - 報告第5号 石巻地域合併協議会専門部会設置要綱について
 - 報告第6号 石巻地域合併協議会分科会設置要領について
 - 報告第7号 石巻地域合併協議会事務局規程について
 - 報告第8号 石巻地域合併協議会財務規程について
 - 報告第9号 石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
 - 報告第10号 石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程について
 - 報告第11号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程について
 - 報告第12号 合併協定項目について
 - 報告第13号 事務事業の基本的調整方針について
 - 報告第14号 石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針について
 - 報告第15号 平成15年度 石巻地域合併協議会予算について
 - (2) 議決事項
 - 議案第1号 石巻地域合併協議会会議運営規程（案）について
 - 議案第2号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱（案）について
 - 議案第3号 平成15年度 石巻地域合併協議会事業計画（案）について
 - (3) 提案事項
 - 協議第1号 合併の方式（協定項目1）について
 - 協議第2号 合併の期日（協定項目2）について
 - (4) その他
 - ・ 第2回 石巻地域合併協議会の日程について
 - ・ 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領について
- 8 その他
 - ・ 石巻地域合併協議会の全体スケジュールについて
- 9 閉 会

1. 開会

司会 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行をさせていただきます私は、協議会事務局総務班リーダーで、桃生町から派遣の石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、最初にお断りとお願いを申し上げたい案件がございます。

本日の会議につきましては、後程、会議運営規程及び会議傍聴要綱を御審議していただくわけでございますが、多くの住民の方々が関心を持ち、既に報道関係の方々などが傍聴に見えられておりますので、撮影を含めまして公開の会議とさせていただきます。

また、会議終了後、協議会委員、監査委員、幹事長等を含めまして記録用写真を撮らせていただきますので、委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

次に、7月26日の宮城県北部連続地震により甚大な被害を受けられました河南町長さんから、皆様方に御挨拶の申し入れがございましたので、よろしくお願いいたします。

橋浦河南町長代理本木助役 合併協議会開会前の貴重なお時間をお貸ししていただきまして、ありがとうございます。

去る7月26日、宮城県北部連続地震が発生いたしました。当地方に大きな被害をもたらしたところでございます。

当河南町といたしましても、地震発生後、すぐ災害対策本部を設置いたしまして、全職員を招集してその対応に当たりましたが、いかんせん被害が大きく、また広範囲でございまして、全職員で対応しきれない大変な地震でございました。そんな折、宮城県さん、石巻市さん、そして各町さんから職員の派遣をすぐに対応していただきまして、インフラを含めまして応急的な対応をとらせていただきました。お蔭様で、現在の応急的措置が町民にある程度の御負担をかからない程度までに、やらせていただいております。今後は、本格的な復旧に向けまして努力をしなければならない状況でございます。被害が大きいために、どうしても国あるいは県さんの財政支援を含めまして総合的な支援が必要でございます。そうした折、国の方の支援をいただくために国と調整をとらせていただいておりますが、どうしても国の方の関係で、今日が日程的な国の方での都合がいいということで、早い方がいいということで、早速、町長

と議長と副議長が上京中でございます。そうしたことで、今日の合併協議会に町長、議長、副議長が欠席とさせていただいておりますことを御了承賜りたいと思います。

今後とも、町といたしましては復旧に全力をあげて取り組んでまいりますので、皆様方の御支援をお願いいたしまして、御礼とこれからのお願いとさせていただきます。

ありがとうございました。

司会 それでは、ただいまから第1回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員37名中34名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日は第1回目でありますことから、恐縮ではございますけれども、議事に入るまで多少時間がかかるかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

はじめに、会長、副会長の選任経過について事務局長から御報告申し上げます。

木村事務局長 開会にあたりまして、当石巻地域合併協議会の会長及び副会長の選任につきましては協議会規約第6条第1項の規定により、関係市町の長が協議により会長、副会長を選任をすると謳ってございますが、協議会を速やかに立ち上げる必要がありますことから、第6回石巻地域1市6町任意協議会で協議をいただき、会長には土井喜美夫石巻市長、副会長には桃生牡鹿地方町村会会長であります太田実河北町長、石巻市議会の佐藤健治議会議長、桃生牡鹿地方町村議会議長会副会長であります北上町の武山吉夫議会議長があらかじめ選出され、6月10日付けをもちまして協定を取り交わし、同意を得ておりますことを報告させていただきます。

従いまして、本日の会議は土井会長により進めさせていただきます。

以上でございます。

2. 委嘱状交付（協議会委員・監査委員の紹介）

司会 それでは、委嘱状の交付を行います。

委嘱状の交付は、誠に恐縮ではございますけれども、順不同の着席順になりますこと。また、関係市町ごとに代表授与とさせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お名前の読み上げを御紹介にかえさせていただきますので、その場に御起立くださいますようお願い申し上げます。

なお、名簿につきましては資料1ページ、2ページを御覧いただきます。

まず、初めに、石巻市、佐藤健治様。阿部吉治様。齋藤賢仁様。武者賢三様。代表、武者賢三様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

河北町、太田実様。神山庄一郎様。馬場利一郎様。齊藤正様。生出竜哉様。代表、齊藤正様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

河南町、橋浦清元様。三浦總吉様。阿部仁州様。大橋邦雄様。今井多貴子様。なお、三浦總吉様、阿部仁州様は本日公務出張のため欠席されております。代表、今井多貴子様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

北上町、佐藤健児様。武山吉夫様。山中祐弘様。千葉五郎様。武山松義様。代表、千葉五郎様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

牡鹿町、木村富士男様。石森正人様。阿部和彦様。阿部敏男様。萬代壽一様。代表、萬代壽一様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

雄勝町、山下壽郎様。高橋左文様。藤本忠夫様。伊藤弘様。生出太一郎様。代表、伊藤弘様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

桃生町、平塚義兼様。若山憲彦様。西條一正様。酒井一郎様。高橋冠様。代表、酒井一郎様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

宮城県、石垣仁一様。小野寺好男様。代表、小野寺好男様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

続きまして、監査委員の方々に委嘱状の交付を行います。

石巻市代表監査委員、川井茂夫様。河北町代表監査委員、後藤正孝様。桃生町代表監査委員、小山力生様。

土井会長 よろしく願いをいたします。

司会 御着席願います。

以上で、委嘱状の交付を終わります。

3. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井喜美夫石巻市長から、開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

土井会長 それでは、一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日、ここに第1回石巻地域合併協議会を開催するにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、委員を快くお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。

また、御多用のところ御出席をいただき、心から感謝を申し上げます次第でございます。

先月末に発生した連続地震において被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、多くの災害に見舞われた河南町をはじめとする5町におかれましては、一日も早い復興を願うものであります。

さて、今日に至るまでには、任意合併協議会などにおいて様々な角度から協議が進められ、石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の1市6町での法定合併協議会が、石巻地域合併協議会として、去る7月25日に設置されたところであり、いよいよ当地域の均衡ある発展の道筋を定める重要な協議が始まるころであります。言うまでもなく、今、私たちの自治体は地方分権の推進、少子高齢化の進行、行財政改革の推進などにより大きな変革期を迎えており、地方自治の本旨を踏まえ、将来を見据えたまちづくりを確立しなければならない重要な時期であり、その具現化が私たちに課せられた使命であると考えております。合併は目的ではなく、将来

にわたって豊かな地域社会をつくっていくというまちづくりのための手段であります。当協議会では、合併に関するすべての諸問題について十分御議論いただくわけですが、これまで1市6町が築いてきたまちづくりの歴史や理念を大切にするとともに、相互互助の精神のもと、互いの信頼を築き合い、大所高所から地域社会の将来像を見据えた議論を深めていただくことを、切にお願いをする次第でございます。

開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

4. 来賓あいさつ

司会 来賓として御臨席をいただきました、宮城県知事から御挨拶をいただきます。

宮城県知事代理 浅野知事、本日、今回の震災への関係で上京しておりますので、どうしても出席できかねました。私、石巻地方県事務所の所長をしております石垣でございますが、知事からのあいさつを預かってまいりましたので、代わりまして代読させていただきます。

祝辞、石巻地域合併協議会の第1回協議会開催にあたりまして一言お祝いを申し上げます。

はじめに、7月26日に発生した地震により甚大な被害を受けられました被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず災害応急対策、災害復旧に当たられている関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げる次第であります。一日も早い復旧をお祈り申し上げますとともに、県といたしましてもできる限りの支援を行ってまいり所存であります。

さて、石巻地域の合併論議につきましては、昨年4月に設立された石巻広域合併調査研究会による調査研究を経て、合併の枠組みが具体化され、今年2月の任意合併協議会設立を控え、精力的に協議を重ねられ、本日の第1回協議会を迎えられました。これまで1市6町相互の信頼関係を基盤に、着実に協議を進めてこられた委員の皆様方に関係各位の御努力に対しまして、心から敬意を表するものであります。御案内のとおり、合併特例法の期限であります平成17年3月末を踏まえ、県内各地においても合併に向けた議論が急速に高まっております。現在、県内市町村の6割以上に当たる48の市町村が10の法定協議会を構成し、将来ビジョンの策定や各種事務事業の調整などに取り組まれております。このような状況の中、人口約17万人と県下第二の規模を

有する当地域の合併が実現すれば、まさに地方分権型社会の主役としてふさわしい規模と能力を有する力強い自治体が誕生すると同時に、県土の発展からも大変望ましいものと考えております。県といたしましても、こうした地域の取り組みに対し財政的支援、人的支援を柱として、全庁的な支援を講じてまいりますとともに、合併後の市町村に対する権限委譲についても積極的に検討してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、当協議会の議論がお互いの立場を尊重しながら、1市6町の将来を見据えた実りあるものとなりますよう御期待申し上げますとともに、委員の皆様方のますますの御活躍をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成15年8月7日、宮城県知事浅野史郎。代読でございます。

司会 ありがとうございます。

5. 幹事長・副幹事長・事務局職員紹介

司会 次に幹事長、副幹事長を御紹介申し上げます。

幹事長の桃生町助役若山様です。

若山幹事長 よろしく申し上げます。

司会 副幹事長の河南町助役本木様です。

本木副幹事長 よろしく申し上げます。

司会 同じく、副幹事長の河北町助役佐藤様は本日公務のため欠席されております。

なお、幹事の方々の名簿は資料3ページにありますので、後程、御覧いただきたいと思っております。

事務局の職員の紹介ですが、時間の関係上、リーダー以上の紹介とさせていただきます。なお、資料は4ページになります。

石巻市から派遣の木村事務局長です。

木村事務局長 よろしくお願ひいたします。

司会 同じく、植松総務担当次長です。

植松総務担当次長 よろしくお願ひいたします。

司会 宮城県から派遣の鈴木計画担当次長です。

鈴木計画担当次長 よろしくお願ひいたします。

司会 河北町から派遣の千葉調整担当次長です。

千葉調整担当次長 よろしくお願ひいたします。

司会 河南町から派遣の斎藤計画班リーダーです。

斎藤計画班リーダー よろしくお願ひいたします。

司会 北上町から派遣の佐々木調整班リーダーです。

佐々木調整班リーダー よろしくお願ひいたします。

司会 河南町から派遣の本田調整班リーダーです。

本田調整班リーダー よろしくお願ひいたします。

司会 以上で職員の紹介を終わります。

6. 会議運営の申し合わせ事項について

司会 次に、第6の会議運営の申し合わせ事項であります。議事も含めまして、以後の進行を会長にお願ひいたします。

なお、議事につきましては協議会規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっております。それを含めまして、土井会長にお願ひいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第6の会議運営の申し合わせ事項についてを事務局から説明をさせていただきます。事務局、お願ひします。

植松総務担当次長 それでは、資料の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

石巻地域合併協議会会議運営申し合わせ事項について説明させていただきます。申し合わせ事項につきましては、大きく4つここに示させていただきました。

まず第1が、会議の定例開催についてでございます。原則といたしまして、今後の会議につきましては開催日を毎月第2、第4木曜日とする。開催時間につきましては、午前10時からと。場所につきましては、当会場というのを原則といたしたいと思ひます。なお、時間それから曜日につきましても、今後のさまざまな事情によりまして時間が早まったり、曜日が変わったりいたしますことを、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

2つ目が、事前提案の原則でございます。合併協定項目の協議についてでございます。この協議につきましては原則として1回目が提案と、2回目以降、協議、確認をお願ひしたいということで、事前提案を説明ということでございます。

3つ目が資料提供の取扱いでございますが、会議に使います資料につきましては傍

聴の方々にも配布させていただくことにしたいと思います。

4つ目でございますが、合併協議会へ提案する事項の分類方法でございます。会議次第の整理の仕方でございますが、この整理の仕方は(1)、(2)、(3)、(4)のような形にしたいと思います。まず、(1)が報告事項として整理するもの。これは既に意思が決まっております、報告それから共通認識をしていただくような内容のものでございまして、これは提案番号の表記につきましては報告第何号という形にさせていただきたいと思っております。それから、(2)が議決事項として提示するもの。協議会の規約、それから今後出てきます補正予算等、協議会としての意思決定を要するもの。これにつきましては、提案番号の表記を議案第何号という形にしたいと考えております。それから、(3)と(4)につきましては合併協定項目の協議事項でございますが、先程の事前提案の原則に基づきまして、第1回目に提示するものは(3)の提案事項という形で次第を整理させていただきます。提案番号の表記につきましては、協議第何号という形になります。それから、(4)の協議事項、これは前の会で提案事項となったものが次の会から協議事項という形で次第を整理させていただきます。提案番号の表記は、(3)と同じく協議第何号という形で表記させていただきます。

その下の印でございますが、各項の提案番号につきましては最終提案時まで通し番号とさせていただきます。なお、継続協議の場合は、初回に使用した番号をそのまま使用いたします。なお、その場合、協議会に提案した回数を枝番として付したいというふうに考えてございます。

以上、会議運営にあたりましての申し合わせ事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

土井議長 ただいまの件について、何か質問ございますか。

(「なし」という声あり)

7. 議事

土井議長 ないようですので、議事に入らせていただきます。

(1) 報告事項

- ・報告第1号 石巻地域合併協議会設置までの経緯について
- ・報告第2号 石巻地域合併協議会の設置に伴う協定について
- ・報告第3号 石巻地域合併協議会規約について

- ・報告第4号 石巻地域合併協議会幹事会規程について
- ・報告第5号 石巻地域合併協議会専門部会設置要綱について
- ・報告第6号 石巻地域合併協議会分科会設置要領について
- ・報告第7号 石巻地域合併協議会事務局規程について
- ・報告第8号 石巻地域合併協議会財務規程について
- ・報告第9号 石巻地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- ・報告第10号 石巻地域合併協議会業者選定委員会設置規程について
- ・報告第11号 石巻地域新市まちづくり計画検討委員会設置規程について
- ・報告第12号 合併協定項目について
- ・報告第13号 事務事業の基本的調整方針について
- ・報告第14号 石巻地域新市建設計画（まちづくり計画）策定方針について
- ・報告第15号 平成15年度 石巻地域合併協議会予算について

土井議長 はじめに(1)の報告事項ですが、報告第1号 石巻地域合併協議会設置までの経緯についてから、報告第15号 平成15年度 石巻地域合併協議会予算までを一括して事務局から説明させます。

木村事務局長 報告事項につきまして、15項目を一括で説明させていただきますが、既に任意協議会におきまして協議をいただきました事項であり、また、過日学識経験を有する民間の委員の方々を対象に事前説明を実施しておりますことから、要点のみの説明とさせていただきます。

それでは、6ページお開きいただきます。

報告第1号の石巻地域合併協議会設置までの経緯につきまして報告いたします。

平成15年2月24日の石巻地域1市5町任意協議会設立から7月18日まで、8回の協議を重ね、法定協議会の設置をみたところでございます。2段飛びまして、3月17日には1市5町が合併重点支援地域の指定を宮城県から受け、さらに5月27日、牡鹿町が追加指定を受けているところでございます。7ページをお開きいただきます。5月15日の第4回任意合併協議会におきまして、牡鹿町の加入が承認され、1市6町の体制となったところでございます。8ページの下の方でございます。6月10日に、河南町6月定例議会で法定協議会設置議案等の議決が得られ、順次、各市町議会において議決され、9ページの後段の方になります、7月23日桃生町臨時議会での議決により1市6町の足並みが揃い、これによりまして7月25日石巻地域合併協議会が設立され

たところでございます。

次に、10ページお聞きいただきます。

報告第2号の、石巻地域合併協議会設置に伴う協定につきましては、11ページに記載されてございます。

まず1の、6月10日協定締結項目は委員37名の定数につきまして、次に会長、副会長の選任について、会長の職務を代理する副会長について、協議会の経費の負担について、3名の監査委員について、委員等の公務災害補償制度の適用及び経費の負担について、それぞれ締結をしたものでございます。以後、6月19日協定締結項目は、学識経験を有する16名について締結したものでございます。引き続き、7月24日協定締結項目では、協議会の事務に従事する職員19名につきまして締結をしたものでございます。

12ページに、報告第3号記載されてございます、御覧いただきます。石巻地域合併協議会規約につきまして、13ページ御覧いただきます。

当規約は、法律等の規定に基づく合併協議会の設置でありまして、既に各市町の議会において承認をいただいているものでございます。担当事務といたしまして、合併に関する協議、市町村建設計画の策定等でございます。

次に、16ページ御覧いただきます。報告第4号の幹事会規程、それから18ページの報告第5号の専門部会設置要綱、それから21ページの報告第6号の分科会設置要領、24ページの報告第7号の事務局規程、29ページの報告第8号の財務規程、32ページの報告第9号の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、34ページの報告第10号の業者選定委員会設置規程、36ページの報告第11号の新市まちづくり計画検討委員会設置規程、ここまでにつきましては内部規定等でございますので説明を省略させていただきます。

次に38ページ、報告第12号の合併協定項目についての選定の基本的な考えといたしまして、39ページ御覧いただきます。

基本的な協議項目、合併の方式等5項目でございます。それから、合併特例法に規定されている協議項目、地域審議会等の取扱いについての6項目、これのほかに、新市が一体性をもった均衡ある発展を遂げられるよう1市6町の特性に配慮しつつ、住民福祉に特に関わりのある項目を選定するものでございます。なお、今回このように選定いたしました57項目につきまして、合併協定項目の協議が進んでいく中で、必要

に応じて追加、修正をすることができるものといたしております。

次に、44ページの報告第13号の事務事業の基本的調整方針につきまして、45ページをお開きいただきたいと思います。

基本的な考え方といたしまして、1市6町が現在行っているすべての事務事業につきまして、その現状を踏まえつつ、新市においてどのように事務事業を進めていくかを検討するものでございまして、表にございますように地域特性配慮の原則、一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全財政運営の原則、行政改革推進の原則、これらをもとに事務事業のすり合わせを行うものでございます。

次に、47ページの報告第14号の新市建設計画（まちづくり計画）の策定方針につきまして、計画策定の趣旨といたしまして、合併によってできる新しい市の将来像やまちづくりの方針を地域の皆様と共に考え、明らかにするものであり、住民、構成市町の職員、専門家が一体となったパートナーシップによる計画の策定を行い、財政支援措置の制度を活用いたしまして、効果的に推進するものでございます。計画の期間といたしましては、合併年度と次年度以降10か年といたします。

次に、52ページお開きいただきます。

報告第15号は、平成15年度の協議会の予算でありまして、歳入におきましては各市町負担金4,900万、みやぎ新しいまち・未来づくり交付金の県補助金1,000万、任意合併協議会からの剰余金等諸収入144万8,000円、合わせまして合計が6,044万8,000円でございます。

53ページをお開きいただきます。

歳出におきましては、会議費で794万6,000円、事務費で1,154万1,000円、事業推進費で3,867万4,000円で、9か月分の所要の経費と予備費228万7,000円であります。

以上、簡単ではございますが報告事項の説明とさせていただきます。

土井議長 ただいまの報告事項について、何か御質問ございますか。

（「なし」という声あり）

土井議長 なしということでございますので、以上で報告事項を終わります。

（2）議決事項

- ・議案第1号 石巻地域合併協議会会議運営規程（案）について

土井議長 次に、（2）の議決事項に移ります。

はじめに、議案第1号 石巻地域合併協議会会議運営規程（案）についてを議題と

いたします。

事務局から説明させます。

植松総務担当次長 それでは、議案第1号 石巻地域合併協議会会議運営規程(案)について御説明申し上げますので、54ページをお開きいただきたいと思います。

規程につきましては、次の55ページをお開きいただきたいと思います。

趣旨といたしましては、会議の運営に関して必要な事項を定めるという規定でございまして、第2条が基本方針を定めるものでございます。第2条の1つ目といたしまして、会議は、原則として公開するものとするというものでございます。2つ目が、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならないというものでございます。第3条につきましては、議長等の責務。第4条は会議の開閉。それから、第5条につきましては会議の進行の規定でございしますが、内容につきましては任意合併協議会の内容と同じく、会議における議事の決定は、全会一致によることを原則とするというものでございます。第6条につきましては、傍聴に関する規定。第7条は、会議録に関する規定でございまして、第2項で会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならないとしております。第8条が、会議録等の公開についての規定。第9条が、規律。第10条が補則となっております。

本日、御承認いただきましたならば、本日から施行するという内容のものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

土井議長 ただいま、事務局の方から説明がありました件について、何か質問ございませんか。

(木村委員 挙手)

土井議長 はい、木村委員。

木村委員 ただいまの第5条の案件であります。会議における議事の決定は、全会一致によることを原則とする。これは当然だと思いますし、たいへん理想的なことだと思っております。しかしながら、意見が分かれた場合のことも想定し、ここで多数決で決するというようなことも入れておかないと、期限が17年3月というようなことで決まっておりますから、何回も決まらないで会議をしてると時間がなくなるというような恐れも当然出てくるわけでございますので、いわゆるこの文言のあとに、但し、意見が分かれた場合には出席委員の何分の1をもって決するというふうなことを加

えるべきだというふうに思います。

以上であります。

土井議長 その他、ございますか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 はい、平塚委員。

平塚委員 牡鹿の町長さんの発言、考え方と私は同じでございます。

なぜかと言いますと、登米郡の合併協議会が明日開かれるそうですけれども、そこでやっぱり全会一致とするのを原則とするということで、これまで進んできたそうですが、なかなか全会一致にならないということで、追加で明日、どうも3分の2が主流らしいんですけれども、3分の2で決めると。私の方は4分の3ということで入れていただくということで考えております。ただし、会長さんが議長さんでございますので、協議を尽くしたうえで進展しないときに適用すると、何もかにも4分の3ではないということで、あとは会長議長の判断でそういうようなお諮りをいただくということで、なにせあとがないわけですので、17年3月まで、そういうふうになるかどうか、合併の期日はまだ決まっておりますけれども、おそらく合併特例法内にそれを進めなければいけないということからすれば、これはやっぱり入れておくべきだということで、牡鹿の町長さんの御発言に賛同いたします。

以上です。

土井議長 今、牡鹿の町長さんと桃生町の町長さんの方から、採決の条文を盛り込むべきであると、こういう御提言でございます。どのように取り計らったらよろしいでしょう。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 たいへん心苦しく思いますけれども、ふるさとの町長が言ったものですから賛同したいのはやまやまでございますが、やはり世の中、和をもって行いうのが尊いことだろうと思いますので、私は全会一致を旨として行おう。顔ぶれ見ると、みんな優しい思いやりのあるような方でございますから、話をすれば必ず解決の糸口は見つかるもんだと、このように思いますので、ぜひ、全会一致を旨とするよう進めるようお願いいたします。

土井議長 今、石巻の委員さんの方から、全会一致というお話もございました。

どのように取り計らうか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 平塚委員。

平塚委員 5条は全会一致によることを原則とするということで、原則論は全会一致ということでございますので、それに正しい議論を協議を尽くしたうえで進展がしないなどした場合、会長議長の御判断で4分の3以上の賛同をもって決するということは、民主主義のルールでありますので、全会一致の原則がだめだということではありませぬので、やはり17年3月に向けてスムーズにこの協議を進めるためには、これを入れていただきたいというのが私の意見です。

土井議長 はい、その他ございますか。

(神山委員 挙手)

土井議長 神山委員。

神山委員 私も牡鹿、桃生の町長さんと同じでございますが、やはり2,000項目からの協議を今からやるについて、すべてが全会一致というのはなかなか難しいんじゃないかなということを想定した場合には、やはり原則論は確かに全会一致でございますが、不測の事態といいますか、場合によっては4分の3なり3分の2ということも申し添えておいた方がいいんじゃないかというふうに考えます。

土井議長 それでは、今のお話をもとにしまして、どうでしょうか、私の考えを述べさせていただきます。どうか。

(「むしろ聞きたい」という声あり)

それでは、先程の桃生の町長さんから会長に最終的にはお取り計らいを願いたいというお話が言葉の中にあつたように思いますので、ぜひ、私の考え方を一応述べさせていただきます。

石巻の委員さんがおっしゃっていただいた、全会一致と、この原則を尊重をしながら、採決の条文を盛り込ませていただきたいと、このように思うんです。それでは、私としてはそのようにしたいと思いますが、採決の細かいところの部分については、皆さんどうでしょうか、幹事会の方にお任せをして、幹事会の方で協議が整った時点で結果をこの協議会に提案をして、審議にかけるとこういうことでどうございましょうか。

(平塚委員 挙手)

土井議長 平塚委員。

平塚委員 私は幹事ではありませんので、幹事会の内容は分かりませんが、やはり幹事会でもこの問題は話し合われています。結論がでなくて、上に上げてよこしたということですので、また差し戻す場合は4分の3なら4分の3ということを経理さんが添えて、きちんと但し書きで追加条文を入れるようにということを経理会で話さないで、幹事会の方でまたもめて、またこっちに上がってくると、あまりもやもやとした形でなくて、きちんと会長として意見をとりまとめて幹事会の方にやるということとで話していただきたいと。

(木村委員 挙手)

土井議長 木村委員。

木村委員 私も、今の桃生の町長の意見と同じでございますが、確か第7回の7月15日の幹事会で、私が主張した文言が入っていたというふうに報告を受けております。次の幹事会ではそれが省かれていたというふうな経緯もありますから、今日は私たちの主張していることをここで決めていただきたいというふうに思います。

土井議長 それでは分かりました。

それでは、全会一致を原則としながらも採決の条文を盛り込むと、ここまでは皆さんよろしいですね。

(「はい」という声あり)

ここまでは皆さんの御了承をいただいた。拍手をしてください。

(拍手)

土井議長 それで、今その採決の人数の件でございますが、3分の2案と4分の3という数字が出ておりますが、どちらにするか議論をしていただきたいとします。

(平塚委員 挙手)

土井議長 平塚委員。

平塚委員 4分の3で結構です。

土井議長 4分の3で結構ですという意見が出ておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 じゃ、これもぜひ4分の3で決定することに。

(拍手)

土井議長 多数であると思います。

4分の3ということで決定をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

それではそのように、もう一度言います。原則は全会一致であるけれども、採決の条文も盛り込んで、それは4分の3、意見がまとまらなかったときには4分の3で決すると、こういうことにさせていただきます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

ここで、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、会議録の署名委員2名を指名させていただきます。

河北町の神山議長さん、石巻市の齋藤委員さんを指名いたしますのでよろしく願いをいたします。

(藤本委員 挙手)

土井議長 藤本委員。

藤本委員 申し訳ございません。どっかで、今の問題切れると思って待ってたんですが。

実は、この協議会会議運営規程に関しまして、日頃から自分自身疑問に思っていて、実はこれなんです。

先程、藤本忠夫個人に対する委嘱状いただきました。これには、例えば雄勝町議会から出ると3号委員というんですか、として書かっているわけでありませんで、うちの町長は1号議員で、町長として来ているわけでありませんので。実はここで一つさっき疑問に思ったのは、今、河南町さん、今採決に拍手されておりました。つまり、町長の代理を認めるのか。要は委員の代理を認めるのかと。というのが、例えば私がこの協議会にもし入ってなくて、協議会進んで、この次は例えばごみの問題で協議会開かれますよと、ありますよと。藤本、俺休むから代わりに行ってこいと。お前一番詳しいからといって、代理出しても構わないのかということなんです。ですので、そのところを規定の中に、代理は認めないということをはっきりと文言に入れていただきたいわけです。ただななあの中、よく役所の会議の中でよく代理とかありますけれども、ちょっとおかしい。この場ではおかしいのではないかなと思いますので、その辺のところを議論していただきたいと思います。

土井議長 今、雄勝町の藤本議員さんの方から代理を認めないという条項を入れるべきでないかという御意見でございますが、皆さん、どうですか。

(「そのとおり」という声あり)

そのとおりという御意見が出ておりますが、それで決定させていただいてよろしいですか。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 まず、代理がいいのかどうかを確認すべき。代理がだめだとなれば、本人だけだというような手順で。

(藤本委員 挙手)

土井議長 藤本委員。

藤本委員 要は、欠席のときは欠席という形で、さっきだって全員参加じゃないんですから、欠席は欠席で30何名中30何人の参加でやればいいわけですから。要は、休むということはそこで義務を放棄したという形でいいのではないかなと私は思います。

土井議長 欠席ということであって代理を立てることはできないんだと、出席か欠席かと、こういうことでよろしいですか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

そういうことにさせていただきます。

事務局の方、それ文案に入れるようにしてください。

橋浦河南町長代理本木助役 ただいま最後に決定いたしましたものですから、当所、私も事務局の方に代理のことについて照会しておりまして、今日はオブザーバー的なことでの、この席に座らせていただいておりますが、ただいま決定いたしましたものですから申し送りをしまして、今日はオブザーバーの立場で聞かせていただいておりますか。

土井議長 河南町の助役さんを、オブザーバーという形で町長さんの席に座らせていただきます。それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

そういうことでお願いいたします。

木村事務局長 たいへん申し訳ございません。

事務局の方で、今日、実は河南の町長さん、それから議長さん、それから委員の方に出席確認をさせていただきまして、今日の会議の開催にこぎつけたわけでございます。

それで、先程、河南の助役さんからの御挨拶ございましたように、急きょ国の方の

陳情が入ったと。そういう意味合いで、本木助役さんは当協議会の副幹事長でございます。そういう意味合いでおいでいただいたわけでございますが、河南町の方から、ぜひ皆様方がお集まりでございますので、この場をお借りして御礼の御挨拶を申し上げたいとそういう意味合いでございましたので、河南町の助役さんにつきましては町長の席に座っていただきまして御挨拶をいただいた次第でございます。

会議進行のスケジュールの中でそういう形になったものでございまして、私どもといたしましても、この代理規定は特に設けてございません。そういう意味合いでは代理はございませんが、引き続きその席にとどまっていたいただいているわけでございます。本来ですと副幹事長でございますのでこちらの席に、事務局側の席に座っていただくというふうな手はずでございましたが、実はそちらに引き続き座って、私どもの方からお願いして座っていただいた経緯がございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 異議なし、了解ということでございますので。

(本木副幹事長席に移動)

・議案第2号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱(案)について

土井議長 それでは、次に議案第2号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、資料の57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱(案)について御説明申し上げます。

第1条は趣旨でございまして、傍聴についての必要な事項を定めるということでございます。第2条が、傍聴席の区分、傍聴席につきましては一般席と報道関係者の席となっております。第3条が、傍聴人の定員でございまして、定員につきましては会場の規模によって変えさせていただきます。ちなみに、当会場の場合は事務局の方では30人の席を、今日、用意させていただきました。第4条が、傍聴の手続きに関する規定。第5条が、会場に入ることができない者の定めでございます。第6条が、傍聴人の守るべき事項についての定め。第7条が、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止。第8条が、職員の指示。それから第9条が、傍聴人の退場の取扱い。第10条が、違反に対する措置でございます。

この要綱がお認めいただけましたならば、本日8月7日付けで施行したいというふうに考えてございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

土井議長 ただいまの事務局から説明がありましたか、御意見、質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、議案第2号 石巻地域合併協議会会議傍聴要綱(案)については、原案どおり承認することとしてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは、議案第2号は原案どおり決定することといたしました。

・議案第3号 平成15年度 石巻地域合併協議会事業計画(案)について

土井議長 次に、議案第3号 平成15年度 石巻地域合併協議会事業計画(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、61ページ、62ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 平成15年度 石巻地域合併協議会事業計画(案)について御説明申し上げます。

事業計画につきましては、1から4、大きく分けて4つほどそこに提示してございます。

大きな1つ目が、会議等の開催でございまして、(1)が協議会の開催。原則として月に1回~2回程度の協議会を開催するというところでございます。それから、(2)が小委員会で、規約におきまして小委員会の設置ができる規定がございまして、協議会での担当事務の一部について特定項目の協議がなされるという小委員会を開催することになります。(3)が幹事会の開催、幹事会につきましては、協議会の前に開催いたしまして提案内容の事前協議、調整を行います。(4)が先進地視察研修の実施、目的地、日にち等につきましては今後協議させていただきます。

それから、大きな2つ目が新市建設計画の策定でございまして、(1)が新市建設計画の策定。内容といたしましては、新市建設の基本方針、新市の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、それから財政計画。これらを盛り込んだ計画を策定いたします。それから、(2)が新市まちづくり計画検討委員会の開催でございまして、計画策定にあたりまして民間の方々からいろいろ意見をいただ

きまして協議会の方に提言していただくという形になります。それから、(3)が宮城県等の関係機関との調整・協議。計画策定に当たって協議が必要となります。それから、(4)が住民意向の把握でございまして、計画策定にあたりまして、まず住民懇談会を開催したい。この開催の時期につきましては、中間案が出た時期ということで、中間案を住民の皆様方に周知しながら意見を聴取したいということでございます。それから、といたしましては、新市建設計画のダイジェスト版を作成していく。基本的には2つ作成したいと考えております。中間案の段階でのダイジェスト版、それから最終計画の段階でのダイジェスト版を作成して、住民の方々へ配布したいというふうに考えております。

それから、次の62ページでございまして、大きな3つ目、事務事業等の一元化でございまして。協議会の協定項目に挙げる事務事業を調整していくわけでございますが、(1)といたしましては相違事項の整理及び調整案の作成。これにつきましては、専門部会(分科会)等の協議で調整作業を進めていきたいと考えております。それから、大きな項目といたしましては、例規の調整。いわゆる条例、規則等の調整でございます。それから、3つ目が電算システムの統合でございます。

それから、大きな4番目が住民への情報提供ということで、協議会だよりの発行。月1の発行を現在考えております。場合によりましては、特集号なども考えたいと思っております。それから、(2)が協議会のホームページの開設ということで、だよりですと住民の皆様への情報提供が遅くなりますので、インターネットのホームページに情報をタイムリーに提供していきたい。併せまして、意見をホームページでいただきたいというふうに考えてございます。

なお、主な事業計画をここに載せましたが、これらの計画以外に今後必要となった事業につきましては、協議会にお諮りして実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお開きいただきたいと思います。63ページは協議会の開催日の予定年間スケジュールでございます。基本的には、月1回から2回ということで、曜日は先程の申し合わせ事項に基づきまして木曜日に設定させていただいております。

なお、この日程につきましては、既に9月以降の日程につきましては今後議会の開催日、それから各選挙等で変更になる場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それから、64ページが協定項目の提案計画ということで、先程、局長の方から57項目の合併協定項目の説明がございましたが、第1回から第12回目までの合併協議会に、それぞれの協定項目をいつ提案するかという計画でございます。

なお、この提案日につきましては、今後の調整作業の進捗状況によって若干変更になる場合がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

以上が合併協議会の事業計画、平成15年度の事業計画案でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

土井議長 ただいま事務局より説明がありました。何か意見、質疑等ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようですので、議案第3号は原案どおり承認することとしてよろしいですか。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、議案第3号は原案どおり承認することといたしました。

(3) 提案事項

- ・協議第1号 合併の方式(協定項目1)について

土井議長 次に、次第(3)の提案事項に移ります。

はじめに、協議第1号 合併の方式(協定項目1)についてを議題といたします。事務局から説明をさせます。

木村事務局長 それでは65ページをお開きいただきます。

協議第1号 合併の方式につきまして協議を求めるものでございます。

それで、66ページの方に合併の方式につきまして提示をさせていただいております。

まず、方式の違いといたしまして、定義では新設合併の場合、1市6町の区域の全部をもって市を置くことで市町の数の減少を伴うもの。これに対しまして、編入合併の場合、6町の区域の全部を1市へ編入することで、町の数の減少を伴うもの。それから、市町の法人格では、新設合併の場合、1市6町の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市の法人格が発生する。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市の法人格はそのまま存続し、編入される6町の法人格は合併と同時に消滅する。こういう違いでございます。それで時間の都合上、首長の身分から、それから建設計画までにつきましては、御覧のとおり記述させていただいておりますので、説明を省

略させていただきたいと思います。

次に、67ページをお開きいただきます。

「新設合併」と「編入合併」の相違点につきまして提示させていただいております。上から3つまでが基本的協議項目でございます。新市の名称では、一般的に新設合併の場合、1市6町が廃されるため、新たな名称を定める。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市の名称となる。次に、事務所の位置では、新設合併の場合、1市6町すべての地域から住民の利便性を考慮し決定となっております。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市の事務所の位置となる。それから、財産及び公の施設の取扱いでは、新設合併の場合、1市6町から引き継ぐ。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市が引き継ぐ、こういうふうになってございます。なお、こちらにも議会議員の取扱いから建設計画までにつきましては記述のとおりでございます。説明を省略させていただきたいと思います。

次に、69ページお開きいただきます。

こちらには、平成11年から平成15年4月1日までの先進事例、記載させていただいております。篠山市をはじめとする15の新設合併の例と、新潟市をはじめとする8つの編入合併の例を記載させていただいております。

次に、70ページでございますが、70ページには6月28日現在で合併の方式が決定されている市と町村の組み合わせ、これで人口が10万人以上で法定協議会を設置し、これらの団体を条件といたしまして抽出したものでございます。それで、新設合併の例といたしましては32例、71ページお開きいただきます。編入合併の例といたしまして18例を記載させていただいております。

以上が、合併の方式に関連する資料でございます。

それで、もう一度65ページにお戻りいただきます。

こののち、委員の皆様は合併の方式につきまして御協議をいただくわけですが、先程説明いたしました当協議会の会議運営申し合わせ事項の事前提案の原則によりまして、今回は頭出しとして提案説明をいたしまして、次回以降、御協議、御確認をいただくこととしております。従いまして、継続協議となる場合には、柙の下の方にございますがこちらに今日の月日を付しまして、協議の経過を履歴として載せていただくように考えているわけでございます。

ひとつよろしく御協議いただきたいと思います。

土井議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、本件について本日の段階で決定をいたすわけではございませんが、合併の方式についてできるだけ委員の皆様方から御意見をちょうだいしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、質問でも結構でございます。どうぞ。

(神山委員 挙手)

土井議長 神山委員。

神山委員 過半来の任意協でも話が出たわけですが、なにぶんにもこの問題は会長の意見と委員の阿部委員の議会側の委員と意見が大幅に差が、こういう問題が石巻市そのものの整理事項ではないのかなと、このように考えるわけなんです。まず、それらの経緯が果たして統一見解なり意見をもってこの協議に臨んでるのか、その辺の意見をお伺いします。

土井議長 私に対する質問ですか。

神山委員 お二人に。

土井議長 私は、何度もこの席でお話をさせていただいておりますが、1市6町の対等合併で合併を進めさせていただきたい。そして、その町々の歴史、文化、そしてその時々の方々の指導者の皆さんが流した汗を無駄にはしてはいけない、そういう思いで対等合併を主張をしているものでございます。そして、前回のときにも各特別委員会の委員の方々にお会いをさせていただきまして、なぜ私が対等合併をしなければならないかという話をさせていただきました。もし、この合併が不調に終わった場合、宮城県の第二の都市はこの石巻ではなくなるんだと。第二の都市は大崎地方になります。1市、やっぱり6町か9町の合併ですが、14万ぐらいの人数になります。そして、登米郡でも9万ぐらい、栗原郡でも8万ぐらいになります。そうしますと、石巻は第三の都市になってしまう。その第三の都市も、第四、第五の地域がほぼ均衡した状態になってくるんだと。そうしたことになったら、この石巻の今までの資本の投下された状況がそうはいかなくなってくると。まちづくり、地域づくりを根本から考え直さなければならないし、投資をする方だってそういうふうな考えになってくるだろう。もし、大崎地方が合併が成功して第二の都市になった場合には、仙台、富谷、大和、古川、高速道路も東北縦貫道も完備しております。新幹線もちゃんと通ってるんです。仙台古川間にたった15分です。そうしたら、石巻のこの地域の、地方のまちづくりは遅れちゃう。今、具体的にその資料を持ってきておりませんが、その資料を提示をして、ぜひ、

そういうことであるから1市6町まとまって、新しい町をつくって、そしてそれがみんなに認めてもらったら、あとの3町のこの地域のところも一緒に入ってもらって、1市9町でまちづくりをするのがベターなんだと、こういうことで議員の方々にお願いをしてるところでございます。その中で、私の感じといたしましては、その趣旨をだんだん理解をしていただいてきておるといふふうに思っております。ですから、なお引き続き市議会の議員の先生方に、ぜひ、1市6町の合併、これをするには対等合併なんだと。対等合併でなければ、これは成就しないんだと。そうした場合、第二の都市という石巻の地方の国に対する売り込み、それから大手の企業等々に対する売り込み、こういうことに支障がきたすと、こういうことをなお主張し、お願いをしながら御理解をいただきたいと、このように思っております。市長としての立場からそういうことを話させていただきました。

土井議長 それでは、議会の方から。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 御指名でございますので、委員会の中の話をいくつか説明させていただきます。

石巻市議会の中で新聞紙上でも申し上げているとおり、この機関もよく研究していただいておりますけれども、合併については今、一生懸命なって議会としては研究研磨いたしております。というのは、その合併方式について、その問題の中で私たち皆さんのところにお邪魔いたしました昨年から、ずっといろいろな手法を研究してまいりました。石巻の中で、ある会派からはなんで石巻の今の現状の方法、石巻市としてある現状の方法、というのが条例にしてもサービスにしても施設にしても、皆様のところより落ちているところもあるかもしれませんけれども、これぐらい整っている市に皆さんに来ていただいて、どうぞ来てくださいと。そして、一緒に新しいまちをつくりましょうという会派もございます。それから、もちろん対等合併でいいということもあるわけですから、その方々は対等でもいいんじゃないのと。問題なのは対等にした場合、先程も出ましたけれども、何分の何という数でやられると石巻という名前もなくなるんでは困るんじゃないかというような発言もございます。これは石巻議会としては、商工会議所のある幹部の方とそういうお話をしてるものですから、ぜひ、そういうことも加味しながら、合併については編入なのか対等なのかをよく議論して

いくことが大切だとこのように石巻では思っております。今後におかれましても、また今月11日に特別委員会、今日の報告をもっていくわけですが、そのときはそのときで、また皆、議会議員といたしましてよく相談を申し上げながら、皆さんと楽しく新しいまちがつかれるようにがんばっていきたいと思います。結論についてはまだ出ておりませんので、その辺をよろしく御理解を賜りたいと思います。

(神山委員 挙手)

土井議長 神山委員。

神山委員 よく分かりました。

要するに、内部調整がまだ出ていない、このように判断せざるを得ないわけですが。

これだって、もう合併の基本事項の第1項目であるので、いつまでものんびんだらりともっていくというのはいかがなものかとこのように考えているわけなんです、これらにいつ頃まで期限を決めてもらえるのか。今、協議でも、協議事項の1号として出ているわけですが、今の二人の話を聞いてると、要するに継続にもっていかざるを得ないんじゃないかと。御意見が一致していないということを見た場合には、継続にならざるを得ない。継続にした場合に、これいつまでこの問題がずれ込むのか。その辺の意見を、この際伺っておきたいと思います。

土井議長 今日、今のようないろいろな意見を聞かせていただくということでございますから、そういうことでございますので、今、神山委員さんがのんびんだらりといつまでもやってられないというのは、そのとおりでございますので、それはもう腹にはちゃんと入っておりますから。今日は、委員の皆さん方からいろいろと意見を開示をしていただいて、皆さん方も決意のほどもあると思うんですね。そのところをいろいろと聞かせていただきたいということでございます。

(佐藤(健児)委員 挙手)

土井議長 佐藤(健児)委員。

佐藤(健児)委員 今、阿部委員長さんが申されるように、大変なこういう大きな課題がありますけれども、私はできれば対等合併の中で、やはり石巻は、今そこに隣りにあります齋藤賢仁さんありますけれども、やはり立派に「JAいしのまき」という素晴らしい名前もございます。やはり私は石巻市は歴史のある名前でもあり、やはりそれは残していきたいと思いますが、そういう妥協策の中で、まして石巻の、新制石巻とし

ての立派な名前を残しながら、ひとつ対等合併の中でお願いしたいと思います。こう
いう中で、きちんとしてこれからの協議会の中でできませんかね。

土井議長 そういう、今、北上の町長さんのお話。

そのほか、ございませんか。

(酒井委員 挙手)

土井議長 酒井委員。

酒井委員 桃生の酒井でございます。

今、合併の方式について石巻の土井市長さん、阿部委員長さんから伺いました。市
長さんの対等合併に主張するその思い、大変力強く思っております。阿部委員長さん
の話、石巻の今のやり方で皆さんをお迎えしたい、それはそれで立派だと思えます。
やはり、内情を伺いますと石巻市というその市の名称をなくしたくない、こういうこ
とも分かります。

それなら、周辺町のことをお考えいただいたのかどうかですね。我々は小さくとも、
少なくとも自分のまちの名前に誇りをもっておるわけです。それぞれの町に文化なり
歴史があるんですよ。これまで築いてきたコミュニティーもあるんですよ。それをかな
ぐり捨てて対等にやりましょうと言ってるんですから、周辺を若干、侮辱してるんじ
ゃないでしょうか。このように申し上げたい。我々は、特に桃生という地名は1,200年
以上前にこの地方にあったわけですよ。本当は桃生市にしていだきたいと思ってる
んですよ、本当に。みな、そう思ってますよ。それを、石巻市の名前を残したいから
というのはあまりにも単純過ぎるんじゃないでしょうか。私たちは、そういったもの
をすべて捨てて、本気になって17年3月の合併に向けてがんばってるんですよ。それを、
いまだに統一できないという。周辺に対して失礼と思いませんか、委員長さん。我々
は本気でやってるんですよ。何です、石巻の名前をなくしたくないなんて、単純過ぎ
るんじゃないんですか。

その辺、もう一回委員長さんをお願いしたい。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 どうも、御指名ありがとうございます。

私どもも委員会に10名おります。やはり、共産党から自由民主党の人間から、社民
党から民主党から数いるわけでございますから、これはいろいろな考えをもってるの

が当たり前でございますけれども、その中でいずれにいたしましても、先程申しました和をもって必ずや方向づけがされるものと、このように思っております。皆様には大変御迷惑かけますけれども、もうちょっとの時間だけいただければなんとかなるかと、このような見通しをもっております。

また、今北上の町長さんから言われました大変ありがたい言葉も、この旨を11日に委員会が開かれますから、その旨を伝えながら皆さんとともに将来の子供たち、孫たちに禍根を残さないようなまちをつくっていくように努めたいとこのように思っております。

よろしく御指導と御鞭撻と賜りますよう、御理解をお願いいたします。

(平塚委員 挙手)

土井議長 平塚委員。

平塚委員 市長さんの御挨拶にはいつも対等ということで感動してたんですが、今日は阿部委員長さんの和をもってということで、必ずや皆さんの期待に応えるというような御挨拶ございましたので、今日は阿部委員長さんの御挨拶にも感動をいたしました。感動が冷めないように、ぜひ、次の8月28日の第2回の法定協議会にはきちんとしたお考えをお持ちになって御出席をしていただきたいと。継続は力なりではありませんので、継続はそこで一回、この石巻地域合併協議会が一回冷却期間に入る日になります。その辺をよくお考えになって、8月28日にも感動させていただきますように御期待を申し上げます。

以上です。

土井議長 はい、どうもありがとうございました。

(木村委員 挙手)

土井議長 木村委員。

木村委員 私は石巻の議会の考え方は、今までわりと、この合併の任意協において、合併の方式について真剣な議論がされていなかったというふうなことを基本に、そして法定協に入ってそれを合併の方式について議論をしていただきたいというのが大方の趣旨だというふうに私はとらえているんですよ。ですから、石巻の市議会だけが編入合併うんぬんというふうなことも、考え方によってはおかしいことだと思いますし、常に議長、特別委員長が出席しているわけですから、そういう中で皆さんの意見を聞きながら、むしろ会派なりあるいは特別委員会なりにいって、方向がこのようだ

というふうなことをやっぱり報告すべきだというふうには私は思うんですよ。ですから、石巻の市議会の方が対等合併反対だというふうなことには私はとってないで、やはりこの法定協できちんとした形で議論をしていただきたい。そして、当然結論が出るわけですから、それにどうこうって言うこともおかしいし、言わないと私は思っております。

委員長、それでいいでしょう。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 先程も申し上げました、反論するわけではありませんが、石巻議会特別委員会40回は超えてるのかなと。去年の6月に設置しました。40回を超えてます、多分。そういう中で議論させていただいておりますので、決して法定協だけということじゃなくて、編入なのか、対等なのかという合併については真剣に、やればやるほど答えが難しくなるというのが現状でございます。安易に考えれば、別にいいんですよということをする人もいます。だけれども、その中では2,000項目以上の科目もいろいろあるだろうと。その中でこうなったときどうなるんだ、こうなったときどうなるんだということが、かなり勉強している方がございます。この間、県のシミュレーションの価格も違っているんじゃないかというのが、石巻の議会で議員で見つけたんでございますが、そういった自分なりにシミュレーション作ってやっている議員もいるんですよ。その中に、問題が2,000項目以上の莫大なものが出てきておりますので、なかなか結論は出しかねているというのが現状なんです。だから、皆さんのところでも真剣にやっているとしますけれども、40数回の中で真剣にやっていますので、その辺どうぞ誤解のないように御理解をいただきたいと思います。

(藤本委員 挙手)

土井議長 藤本委員。

藤本委員 自分の議会でも必ず何にでもくちっぱしはさむんですが、ここでもしゃべらせていただきます。

私の意見としますと、新設か、編入かと、結果とすれば多分何も変わらないんじゃないかならうかと。つまり編入で、石巻を残して全部編入かけたって、石巻の場合、全部が素晴らしいんだから皆さんを迎え入れるような条例も整ってるし、施設もあるんだから来てくださいという意見もあると言いますが、それじゃ新設のときは全部なくな

るのかといったら、全部すり合わせしましていいところとっていくわけでしょ。つまり、結果とすれば全部同じことだと、はっきり言いまして。ただ、一つだけ違うところがある。要は、来年選挙の石巻の市会議員の首が飛ぶか、飛ばないだけです。それは安泰なのか、安泰ならないかというのは、多分、この新設とか吸収とかないんですよ。答えは、悪いけれども、私に言わせれば、来年の選挙であと1年で首が飛ぶのいやだったらでなきゃいいですよ、それは。だから、最後そこに落ちてしまうんですよ。新設と吸収のどこみたって。要は、いいとことっていくんですから、最終的には一緒なんです、どっちでも。最後は、我々リストラ隊の身分の保証だけなんです、違ってくるのは。

私は町長と一緒に合併の協議会、説明会やられるってどこでも言ってきました。上座に座っているのは全員リストラ隊です。いち早くリストラしてしまった前の議長さんもおられますけども。要は自分たちの首飛びます、今度の合併で飛びますよと全部説明してあるってんです。そのあとのことは分かりませんよ、新しいのに出るか、出ないかは個人の勝手です。ただ、吸収と新設の場合は、私はそこしか変わらないんじゃないかなと。多分、郡部の方々は全員、とりあえず、牡鹿の町長さんにしても、桃生の町長さんにしても、河北の町長さんにしても、俺たちはとにかくどっちにしろ、首はとにかく17年の3月で飛ぶ覚悟でやっているわけですから、ですからこのような話しているわけですね。

石巻でも、やはりそのところを捨てて、本当にたまたまこのルネッサンスでやっていますので、本当に石巻の現状を映したようなところがありますので、ここで前の市長さん飛んでんのもありますので、新しいまちをつかって、本当に17万の人たちの理想とするまちを土台からつくってる。つくるためには、あんたら古いもの壊さなくてはつukれないと。と、私の個人的な意見でございます。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 声は大きかったんですが、石巻議会は決してそういう次元の低いこと言っておりませんので。

藤本委員 申し訳ございません。

阿部(吉)委員 この話は、石巻の特別委員会で1mmでも2mmでも出ていません。という事で、私たちはいかに新しいまちをつかっていくか、そのためにいろいろな議論

があるよと。少なかれ1市6町になった場合に、まちのつくり方とするなら、市長じゃないけれども、港も必要だ、エアポートも必要だ、それからテレポート、通信関係も必要だと。1市6町の中でいかにそれをクリアしていくか、立派なまちにしたいなということでございまして、そういう議員があと1年だの2年なんていうことは、決して思っておりませんので誤解のないように御理解をいただきたいと思います。

(伊藤委員 挙手)

土井議長 伊藤委員。

伊藤委員 今、阿部委員長さんの話を聞いておりまして、どうも変なこと言うなと思いましたが、新しい合併に向かって法定協議会つくったんですから、この中で新しいまちづくりを研究していくのであって、石巻の市議会で新しいまちづくりをやるならば、一人でやっていくよりほかないわけなんですけれども。それで、うちの方の藤本議員が言いました。私は決して議員を首になるから対等合併いやだとは思ってないんじゃないかなとは思いますが、ただ、一般的には皆そう言っています。石巻の市議会は、議員が首になりたくないために編入だと言っているんだと。いや、これは私じゃありませんよ、一般的にそういう声が多い。それだけ付け加えておきたいと思っています。

ただ、石巻の市議会での新しいまちづくりというのは、ちょっと間違っているんじゃないかなと思うんですけれども。阿部委員長さん。

(阿部(吉)委員 挙手)

土井議長 阿部(吉)委員。

阿部(吉)委員 あの言葉のやり取りじゃなくて、そろそろ別な議題に入っていただきたいと思うんですが、御指名でございます。

ただ、私たちは一般質問でもそうですけれども、これからのまちづくりはということでみんなで研究してるということでございますから、なにも6町まとめたい、無理無理ということじゃなくて、理想的な将来のまちづくりということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(伊藤委員 挙手)

土井議長 伊藤委員。

伊藤委員 それは、阿部委員さんだけじゃなくて、6町の人たちも全部やっているんです。ただそんなこと、のんべんだらりと、河北の議長さんでなくても、そんなことや

ったら合併の日にちに間に合わない、そういうことあるからみんな小異を捨てても大同につくというようなやり方で、この法定協議会で作っているんだから、いつまでもまちづくり2,000項目あると言いますけれども、これ議会でなど、絶対、一つひとつクリアなど絶対できるものじゃありません。これはやはり、基本的なものがあってそこで進めていかなければ、それを合意するまでいったら何十年とかかかってしまうと私はそういうふうに思っております。そして、なによりも合併は、行政改革ですから、小さいことにこだわっていたら、このチャンスを逃してしまったら、せっかく今、国で無駄な議員とか町長たち減らしてしまっただけで職員もいらなくなると言ってるのを、こんなチャンスを生かさなかったら、孫子の代に借金だけ残している。そういうことですので、ひとつ、これで完全に終わりますけれどもよろしく願いいたします。

(藤本委員 挙手)

土井議長 藤本委員。

藤本委員 言葉足らずの分、ちょっとだけ訂正させてください。申し訳ございません。

先程、要は新設と吸収は、最終的に言いたかったのは、吸収は特別職の身分の問題だけで、あとそれ以外はほとんど全然変わらない。つまり、新設も吸収も同じ方向に向かっていくはずだと、いい方に。川は上から下に流れてるんですから、まちづくりもいい方いい方へ流れるはずだ、吸収でも新設でも。ただ、一点だけ違うところは、この特別職の身分の部分だけしかありませんので、その辺のことを言いたかったんです。

申し訳ございません、どうもありがとうございます。

(武山委員 挙手)

土井議長 武山委員。

武山委員 この合併は、皆さん御承知のようにやっぱり国では大変大きな借金を抱えています。国民一人当たり700万ぐらい近いと、こういうような部分ではじまってきているわけでございます。

この合併は、私どもここにいる方々の皆さんそうだと思いますが、誰も、はっきり申し上げて合併などしたくないんです。しかしながら、皆さん申し上げているように、国ではにっちもさっちもいなくなって動かなくなった。もう大変なことでもあります。国が景気悪ければ、県そして地方も悪くなる、というところから合併をするということになっておりますので。それに、私どもは1市9町を望んでおりましたが、それは

3町が町のそれぞれの事情で脱落をしてしまった。最終的には1市6町ということになりましたが、先程、いろいろお話が出ておりますように、石巻市の市がどうなるのか、これを採決で決められては困るというような話も出ました。桃生の前の酒井議長さんから話がありましたが、どの町でも、自分たちの町の名前がなくなるというのは、誰も良く感じる人は一人もおりません。長年と続いているこの町ですから、それはいやですけども、しかし、この1市9町で石巻市をなくしたら、石巻市はやっぱり伝統的なんです。例えば、私どもの北上って言ったって、どこに行っても岩手県の北上市に間違われるような感じであります。やっぱり、1市6町は一つになっていくら対等であっても、石巻市は市で私は残さなければならないというふうに私は思っています。皆さん、こうして今まで話しても、市だけはやっぱり変えるわけにはいかないだろうなというようなことを常に言ってるようですし、石巻市さんの阿部委員長さんが先頭で各町を回った際に、やっぱり対等だというようなことでもありました。土井市長さんは、選挙公約として対等を掲げております。土井市長さんの、今日までも何度か話聞いておりますが、まったく、私この前にもここで土井市長さんと市議会の佐藤議長さんの話を聞いて思わず拍手をしましたが、そのほかにも拍手をされた方があったようですけれども、やっぱり小さいとか大きいとかって関係ないと思います。人はそれぞれ皆、顔形が違うように意見ももってますし考えが違うのは当たり前です。ですから、世の中をやっぱりものごとを決めるには、大きい人よりも力の強い人よりも、力の弱い人に合わせていくのが、これは今の原理ではないかと思います。そういうことになれば、このことは全く決まらないと思います。石巻市に合わせれば、それは簡単でもいいかもしれませんが、今言うように、それぞれの町だって何百年と続いて歴史もある、さまざまあります。そんなことで、石巻市さんが吸収ということを出してもそれはちょっと無理だと思います。ですが、石巻市は、市というまちの名称は残さなくちゃいけないと思います。これは全国的に知れたまちであります。私どもは現に日本の、南九州の方に行ってどこから来ました、宮城県。宮城県はどこですか、仙台。仙台は私分かりますよ、仙台のどこですか。いやいや石巻です。こういうふうに出てくるんですね。ですから、石巻という市は自分たちの近い市でもあるし、自分たちの誇れる市でもあるわけです。そこと合併するんですから、私らはもっともっと町長もあるいは議員もしていきたいと思いますが、ただいま申し上げましたように、やらざるを得なくなっているんです。ですから仕方なく、やむなく合併をやる。しかしながら、

合併をやるからには自分たちの考えも認めていただきたい。やっぱり対等で、それぞれの町の意見も聞いてもらいたい、私はそう思います。

それから、石巻市が12万といいますが、はっきり申し上げれば、今日まで石巻が栄えてきたのは周辺の郡部があったからだとは思いますが。最近ね、この前も申し上げましたが、最近はずの中心部はどうもさびれているというようなことですが、これは時代の流れですから仕方がございません。それから、12万の市民がいると申しますが、これも1市9町の人たちが相当行ってます。石巻の純然たる住民が3分の1もないかもしれませんよ。皆さん、ここにいらっしゃる皆さんだって、先程、委員長さんもそうでしょ、阿部委員長さんも牡鹿出身だそうですがね。そのように、石巻市12万あるかもしれませんが、そうだったら土地ね、面積比べてみらいというんですよね。そういうことにもなるんですよ、理屈を言えば。はっきり言ってそうなんです。やっぱりものを決めるのには、高いところよりも低いところに、下にいった目線をそういうところに合わせて決めていくのが、私はこの問題はスムーズに解決すると私はこのように思っています。

土井議長 だいたい意見が出ているようでございますが、結論をまとめると、石巻市長、議長、特別委員長三人出てるんだから、しっかりと議論してまとめてきなさいというお話のようでございます。そういうことでございますから、今日はこれぐらいにさせていただきますして、皆様方からいただいたその御意見をいただきましたが、次回までの継続協議とさせていただきますと思いますが、皆さんどうでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、ありがとうございました。それではそのように、取り計らいをさせていただきますと思います。

・協議第2号 合併の期日(協定項目2)について

土井議長 次に、提案第2号 合併の期日(協定項目2)についてを議題といたします。
事務局から説明をさせます。

木村事務局長 それでは、72ページお聞きいただきます。

協議第2号に合併の期日について、次の調整方針のとおり提案するものでございます。なお、調整方針若干まわりくどく書いてございますが、朗読させていただきます。

市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法でございます、これにおける財政支援措置等の適用期限内に合併するものとするものでございます。なお、現行法の適用

期限は、平成17年3月31日までとございますが、同法の改正に関する国の動向を見定めた上で、その期日を決定することといたしたいと、そういうふうに考えてございます。

それから、資料が72ページから記載されてございます。こちらに一般的な留意事項といたしまして、5つのポイントを記載させていただいております。

まず、1つ目といたしまして、住民生活への影響ができる限り支障のない期日を想定して定める必要があること。

それから、2つ目といたしまして、公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断する必要があること。

3つ目といたしまして、「合併協定書の調印」から「総務大臣への届出・告示」までに、合併準備期間を含めると、通常9か月間必要とされていること。

それから、4つ目といたしまして、合併までに、条例規則等の整備、電算システムの統合などの課題を解決する必要があること。

5つ目といたしまして、現行の「合併特例法」の期限は、平成17年3月31日となっていることなどがございます。

それから、2番目といたしまして、合併の期日選定にあたりまして、5つのポイントがございます。ここに記述しているとおりでございますが、2点ほど申し上げます。

(4)の平成17年3月末を目標に、事務調整等を進める中で、新市への移行がスムーズに進める日を念頭に検討する必要があること。

それから、5番目といたしまして、「合併特例法」の改正を考慮に入れ、もし期間が延長した場合には臨機応変に対応できるよう、特定日は後日協議することなどがございます。

それから、74ページが先進事例の傾向でございます。それから学校関係など、年度替わりで「区切りが良い」ことを考慮し、「4月1日合併」を採用している場合が多いわけでございます。

また、人口規模の大きい西東京市、それから周南市、ここでは土・日の翌日、さいたま市では3連休の翌日を採用しているようでございます。

下の方にございます先進事例につきましては御覧いただきたいと思います。

それから、75ページ、こちらに合併までの法手続き等につきまして、スケジュールごとに内容を図式したものを記載させていただいております。

それから、76ページには、法手続きに要した日数、先進事例を例にいたしまして、ここに記載させていただいております。御覧いただきたいと思います。

以上までが、合併の期日に関連した資料でございます。

よろしく御協議いただきます。

土井議長 ただいまの説明について、何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございますので、それでは、次回以降に継続協議とさせていただきますようにいたします。

(4) その他

・第2回 石巻地域合併協議会の日程について

土井議長 次に、次第(4)のその他に移りますが、はじめに、第2回協議会の日程について事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、資料の77ページをお開きいただきたいと思います。次の、第2回の協議会の日程案でございますが、日時といたしましては、8月28日の木曜日、時間午前10時からと。場所につきましては、この会場でございます。

報告事項といたしまして、ただいま1点を予定しております。

4の協議事項といたしましては、本日御提案申し上げました2つの協定項目の協議になります。

それから、5番の提案事項につきましては、第2回目で新たに御提案申し上げる案件を新市の名称等含めまして、7件を予定しております。

それから、議決事項といたしましては、2つでございまして、小委員会を設置したらどうかということで現在検討中でございますが、これらの案件につきましては、事前に幹事会の中で調整をさせていただきますので、調整がなされた場合の御提案となりますことを御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

土井議長 ただいま事務局により説明がありました。委員の皆さん何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

なお、事務の調整上、案件が変更になる場合がありますので、それだけは考慮していただきたいと思います。

それでは、第2回協議会の日程について原案を了承することとしてよろしいですか。
(「はい」という声あり)

・石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領について

土井議長 それでは次に、石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領について、事務局から説明をさせます。

鈴木計画担当次長 それでは、説明させていただきます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

石巻地域新市まちづくり計画検討委員会通信講座委員募集要領でございます。まず、新市のまちづくり計画の策定にあたりましては、住民の方々、それから行政職員、専門家が一体となりまして、新市まちづくり計画検討委員会を設置しまして検討することとしております。現在、その準備を進めておるんでございますけれども、そちらの方のメンバーは各市町の方から御推薦をいただいております。一方で、この通信講座委員につきましては、この検討委員会の委員の方とは別に、さらなる住民の方々の幅広い参加の拡大を図ることを目的に設置しようとするものでございます。それが1番の設置目的でございます。

2番目の通信講座委員の登録につきましては、79ページの登録申込書で登録していただくという手続き規定でございます。

3番目の通信講座委員の登録資格につきましては、1市6町に住所を有している方及び通勤または通学している方の登録資格とさせていただきたいということでございます。

4番の申し込み期間及び申し込み先につきましては、申し込み期間は随時とさせていただきます。申し込み先につきましては、合併協議会事務局及び各市町の合併担当部署という形にさせていただいております。

5番目の通信講座委員の募集広報は、協議会だよりをはじめとしました、さまざまな媒体を使いまして公募させていただきたいと。

6番目の通信講座委員の役割でございますけれども、こちらにつきましては、まちづくり検討委員会における資料、会議結果等をテキストとして配布いたしまして、それに対しまして個人提案があればレポートとして委員会の方に提出していただく。こ

の中で、委員会の委員長の要請があれば、会議に出席して、レポート等に対します意見等を述べていただくという形に役割を整理させていただいております。

7番目の個人提案の取り扱いでございますけども、通信講座委員の個人提案につきましては、委員会で協議いたしまして、協議結果につきましては提出者に委員会の会議結果としてお知らせすることとさせていただくという形で、委員の募集要項を整理させていただいております。

説明は以上でございます。

土井議長 何か質問ありますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 それでは、事務局の方で事務手続きのお願いをいたします。

これで、本日予定をしておりました日程は終了となりますが、ほかに委員の皆さん何かございますか。

(「なし」という声あり)

土井議長 ないようでございますので、本日の議事を終わらせていただきます。

なお、事務局から資料説明並びに報告事項がありますので、もうしばらく時間をください。お願いをいたします。

8. その他

・石巻地域合併協議会の全体スケジュールについて

司会 その他の石巻地域合併協議会の全体スケジュールにつきまして、植松総務担当次長の方から御説明申し上げます。

植松総務担当次長 それでは、最後のページにA3の見開きで、資料を掲載しております。これらの本日御説明申し上げました事業計画、それから合併期日等の手続き等の説明がございましたが、それを協議会、それから事務局、各市町の事務内容、それを任意合併協議会の設立から、先程期日の提案がありました特例法の、いわゆる平成17年3月末までの主なスケジュールを記載したものでございますので、これは先程の資料の方と併せて御覧いただければと思って参考資料としてお付けさせていただきましたので、よろしく御説明申し上げます。

9. 閉会

司会 以上をもちまして、本日の日程の一切を終了いたしました。

第1回 石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成15年 月 日

石巻地域合併協議会

署名委員

署名委員